

インドネシア法務事情(4) 営業許可、関税の減免、法人への課税

今回は、会社の設立方法、設立時における様々な許可について述べましたが、今回は、外国人投資家が投資できない分野について、そして投資できる分野については、設立が終わり、工場等の施設が建設され、いよいよ事業を開始する準備が整った段階で必要となる許可、そして生産設備等の国外での購入に関する関税の免除、法人に課せられる税金の話です。

1. 投資ネガティブリスト

投資法において、武器、弾薬、軍備等の製造及び他の法律で禁止されていることが明確な事業を行うことは、外国投資家、国内の事業者を問わず禁止されています。それに加え、2010年の大統領令で、禁止または制限付きで許可される事業のリストが改められました。このリストについては、BKPM¹のウェブサイトでも確認することができます。主なものでは、農業分野ではマリファナの栽培、林業、水産業では建設資材、土産物、宝飾品類の為の自然の珊瑚、環礁の使用が制限され、製造業ではアルコール飲料の製造などが禁じられています。

2. 営業許可 (Business Permit)

ネガティブリストにない事業について、会社を設立し、地方許可、事業許可をとった上で、工場等の建設が完了し、事業の開始ができる準備が整うと、その事業に関する許認可を持つ官庁への許認可申請を、投資のワンストップサービスを行っている投資調整庁 (BKPM) を通して行うこととなります。この営業許可を得た後、貿易を行う会社であれば、一般輸入者登録番号 (API-U) 取得の申請をすることができるようになります。貿易業務に従事していない会社であれば、製造に用いる機械等について、機械輸入関税の免除の申請を行い、この免除を受けた後に、商品や材料についても関税免除の申請を行うことができるようになります。

3. 機械類に対する輸入関税免除の優遇措置

2011年財務省規則176号によれば、製造機械に関して、次のいずれかの要件を満たす場合には、関税免除の優遇措置を受けることができます。当該機械が、①国内では製造されていない、②国内でも製造はされているが、仕様がその事業での製造に適合しない、または③国内でも製造されているが、能力がその事業での製造に適合しない場合です。

4. 商品、原材料に関する輸入関税免除の優遇措置

この優遇措置は、機械類について優遇措置を受けた者に与えられるものです。期間は2年間、延長申請によりさらに1年伸ばすことが可能な場合があります。

5. 税金

法人所得税は25%ですが、基本金属産業、石油精製、石油、ガスからの化学合成産業、機械製造、再生可能資源を使用する製造業、通信機器産業という先駆的な産業と定義される産業ⁱⁱ及び、香辛料・調味料製造業、製薬・化粧品産業、スラウェジ等のインドネシア東部の一定の産業など国の産業競争力に資する産業については、課税優遇措置及びタックスホリディと呼ばれる課税免除期間が認められる場合があります。これらの産業に該当する場合に、これらの優遇措置を得るためには、BKPMの長官（タックスホリディに関してはBKPM又は産業大臣）にその申請を行わなければならない、これが認められる場合には、長官は、税務総局を通じて、財務大臣に推薦書を提出します。

また、二重課税回避の為、日本を含む59カ国との間で租税条約を締結しています。付加価値税は、基本的には10%、さらに贅沢品については、10～75%の販売税も賦課されます。

本記事は、5月に来日されセミナーをしていただきましたMaulana & PartnersのInsan Budi Maulana弁護士からいただいたレジュメによりますが、本文の文責は筆者にあります。

筆者 弁護士法人苗村法律事務所 代表弁護士 苗村博子

ⁱ <http://www.bkpm.go.id/contents/general/117139/negative-investment-list>

ⁱⁱ [http://www.bkpm.go.id/img/file/Eng%20Perka%20BKPM%20TH%20FINAL%20\(FINAL\)-1.pdf](http://www.bkpm.go.id/img/file/Eng%20Perka%20BKPM%20TH%20FINAL%20(FINAL)-1.pdf)